

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者名

住 所 福岡市中央区天神 1-14-18
商号又は名称 (株)大林組 九州支店

2 指名停止の期間

令和8年4月30日から 令和8年5月30日まで (1か月間)

3 事実概要

(株)大林組は、山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日に鯉沢簡易裁判所より労働安全衛生法等違反による罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由

前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2第12号に該当する。
従って、指名停止期間を1か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その2 第12号】

措置要件	期間
別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内